

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案要綱

平成三十年七月豪雨による特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置を適用すること。

(第二条関係)